

# 秋田県漁業経営維持安定資金利子補給規程

(利子補給)

第1条 県は、秋田県漁業経営維持安定資金事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第1に規定する資金（以下「漁業経営維持安定資金」という。）を貸し付ける事務取扱要領第2の2に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この利子補給規程に定めるところにより、予算の範囲内で当該漁業経営維持安定資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の利子補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の利子補給率は、次のとおりとする。

区 分	利 子 補 給 率
1. 事務取扱要領第2の6の以西底びき網漁業又は近海かつお・まぐろ漁業を主として営む中小漁業者に貸し付けられた資金	年0.80パーセント
2. 事務取扱要領第2の6のその他の中小漁業者に貸し付けられた資金	年1.30パーセント

(利子補給金の額)

第3条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業経営維持安定資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計画期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に、それぞれ当該利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。

(利子補給金の請求・支払い)

第4条 融資機関は、知事に利子補給金を請求するときは、前条に規定する毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき利子補給金計算書を作成し、請求書に添付して提出するものとする。

2 知事は、融資機関から請求を受理し適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給の打切り等)

第5条 知事は、次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、融資機関に対する利子補給の全部若しくは一部について、打ち切ることができるものとする。

(1) 事務取扱要領第6の1の規定に基づき、知事が当該利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取消しを行ったとき。

(2) 知事の利子補給に係る漁業経営維持安定資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき。

(報告の徴収等)

第6条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る漁業経営維持安定資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合、これに協力しなければならない。

附 則

- 1 この規程は平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前に知事が利子補給することを適当と認めた漁業経営維持安定資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は平成28年3月18日から施行する。
- 2 平成28年3月17日以前に知事が利子補給することを適当と認めた漁業経営維持安定資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は平成28年11月24日から施行する。
- 2 平成28年11月23日以前に知事が利子補給することを適当と認めた漁業経営維持安定資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は平成28年12月19日から施行する。
- 2 平成28年12月18日以前に知事が利子補給することを適当と認めた漁業経営維持安定資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。